

ごみステーション等に係る自治会交付金について

1. ごみやらまいか推進事業自治会助成金（湖西地区のみ実施） 平成24年度まで

内容	ごみステーションと資源物回収拠点を維持管理員が管理する。市は、ごみやらまいか推進事業を支援するため、自治会に助成金を支払う。 ごみステーション維持管理員は、ステーションの監視、ごみの出し方の指導等をする。 資源物回収拠点維持管理員は、拠点の監視、資源物の出し方の指導等をする。
金額と 計算方法	ごみステーション維持管理員助成金 自治会が所管するごみステーション数に応じて、1箇所10,000円を、各自治会に交付した。 平成24年度は、525箇所で、計5,250,000円を交付した。
	資源物回収奨励交付金 予算3,000,000円の中で、10%を各自治会に均等に配分し、20%を世帯数に応じ、70%を資源物回収拠点数に応じて按分し、各自治会に交付した。 平成24年度は、30自治会、資源物回収拠点95箇所計2,998,500円を交付した。
	合計 8,248,500円
その他	この事業は、平成24年度の交付をもってこの制度は廃止した。 平成25年度からは、ごみステーション等に係る自治会交付金を制定

2. ごみステーション等に係る自治会交付金（湖西地区と新居地区） 平成25、26年度のみ

内容	自治会に対し、ごみステーション等に係る自治会交付金を交付する。 自治会は、ごみステーションや資源物回収拠点の維持管理をする。
金額と 計算方法	平成25年度 湖西地区は、平成24年度に各自治会に交付した額の70%を交付した。 (5,772,700円) 新居地区は、予算7,980,000円から湖西地区を差し引いた額を均等割、世帯数割、ごみステーション数割で按分した金額を交付した。(2,202,500円) 合計 7,975,200円
	平成26年度 平成25年度に各自治会に交付した金額の50%を交付した。 合計 3,981,800円
その他	平成27年度 廃止

3. ごみやらまいか推進事業自治会助成金の廃止理由

1	交付対象が湖西地区のみであり、市内の制度を統一する必要がある。
2	ごみステーションや資源物回収拠点は、市からの助成金の有無に関わらず自治会で管理するものである。
3	平成24年1月28日開催の外部評価において、抜本見直しや廃止の意見が多かった。

4. 自治会交付金の制定

1	ごみやらまいか推進事業自治会助成金は、湖西地区のみを対象としたものであるため廃止し、新居地区も対象とするため
---	--

5. 自治会交付金の経過措置

1	平成25年度に市内を統一して、湖西地区と新居地区の両地区に支払うようになった。しかし、ごみステーション等の維持管理は、市から助成金の有無に関わらず、自治会で管理するものであるため、年度毎に減額し、平成26年度をもって交付を終了する。
---	--

6. ごみステーション等の維持管理の問題点

1	維持管理員に交付金を支払っていたが、地区によっては、全く管理されていない箇所が見られた。
2	市から交付金を支払っていたため、市から維持管理をやらせているとの感覚の市民がおり、自分の地域の拠点との意識が少ない。
3	ごみステーションや資源物回収拠点は、市の土地や民地を借用している。民地の場合には、自治会が地代を支払って借用している箇所がある。 ごみステーションと資源物回収拠点の借地状況（平成24年8月調査） 借地割合 7.7%、64箇所（全体826箇所） 借地料支払額 313,240円

7. 議案として提案理由

1	市の監査委員より指摘があり、自治会交付金のあり方について検討することが必要であるとの意見あり
2	市としては、ごみステーション等の資材は、提供しているが、借地料を支払っている自治会がある。（市は一切負担していない）
3	市民の方が、資源物を出しているのであるから売却額の一部を地域に還元した方が良いか。